

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年7月17日

羽曳野市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点地域との重複の有無			
○				狭山池地域 (羽曳野市)	無	令和6年度～ 令和10年度	狭山池農空間 保全協議会	令和6年6月24日 計画認定
		○		駒ヶ谷地域	無	令和6年度～ 令和10年度	南河内ぶどう 環境保全農業 推進協議会	令和7年7月16日 変更計画認定